

議第52号

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年 2月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

滋賀県道路占用料徴収条例（昭和44年滋賀県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件の項中「第7条第2号」を「第7条第4号」に改め、同項の次に次のように加える。

政令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000	820
-----------------	------------------	-------	-----

別表政令第7条第2号に掲げる工事用施設および同条第3号に掲げる工事用材料および政令第7条第4号に掲げる仮設建築物および同条第5号に掲げる施設の項中「第7条第2号」を「第7条第4号」に、「同条第3号」を「同条第5号」に、「第7条第4号」を「第7条第6号」に、「同条第5号」を「同条第7号」に改め、同表政令第7条第6号に掲げる施設、政令第7条第7号に掲げる施設、政令第7条第8号に掲げる施設および自動車駐車場、政令第7条第9号に掲げる応急仮設建築物、政令第7条第10号に掲げる器具および政令第7条第11号に掲げる施設の項中「第7条第6号」を「第7条第8号」に、「第7条第7号」を「第7条第9号」に、「第7条第8号」を「第7条第10号」に、「第7条第9号」を「第7条第11号」に、「第7条第10号」を「第7条第12号」に、「第7条第11号」を「第7条第13号」に改め、同表注5中「第7条第6号」を「第7条第8号」に、「同条第11号」を「同条第13号」に改める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。